明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校法人会計基準の一部を改正する省令（**文部科学**二）　一
○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（**同**三）　二

〔告　示〕
○市町の境界変更の件（**総務**四二）　二
○町の境界変更の件（**同**四三、四四）　二
○市の境界変更の件（**同**四五）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**八）　三
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（**法務**九九）　三
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**三七八～三八四）　四
○保安施設地区の指定をする件（**同**三八五）　四
○航路標識に関する件（**海上保安庁**六二～六七）　四
○海上における投下訓練を実施する件（**防衛**三二、三三）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**三四～三六）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**四二）　八
○都市計画に関する件（**同**四三）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二八）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**二七、二八）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**一三、一四）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**二二、二三）　八

〔国会事項〕
〔人事異動〕
文部科学省　九
〔叙位・叙勲〕
文部科学省　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（青森労働局最低工賃公示一）　一〇

〔資　料〕
閣議決定等事項　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払いに関する公告関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状取上げ処分関係　一三
会社その他　一三

省　令

○文部科学省令第二号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十五日

文部科学大臣　川端　達夫

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　知事所轄学校法人に関する特例（第二十七条・第二十八条）」を「第五章　知事所轄学校法人に関する特例（第二十七条・第二十八条）　第六章　認定こども園に関する特例（第二十九条・第三十条）」に改める。

第一条第一項中「、以下」の下に「第六章を除き」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章　認定こども園に関する特例

第二十九条　法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であって、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。